



Y's Consulting Limited

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大厦 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大厦 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖区建設路 1072 号東方広場 10 楼 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《財政部 国家稅務總局 人力資源社会保障部 重点集團における創業就業支持促進に係る稅收政策を繼續して実施することに関する通知》
2. 《上海稅関 中国(上海)自由貿易試驗區において“先入区、後通関”制度を実施することに関する公告》
《上海稅関 中国(上海)自由貿易試驗區において“自主輸送” 制度を実施することに関する公告》
《上海稅関 中国(上海)自由貿易試驗區において“加工貿易加工單位照合消込”制度を実施することに関する公告》
《上海稅関 中国(上海)自由貿易試驗區において“保稅展示取引”制度を実施することに関する公告》
3. 《國務院 2014 年普通高等学校卒業生就職起業に係る業務に関する通達》
4. 2014 年 5 月より施行の法律法規

主要經濟統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《財政部 国家稅務總局 人力資源社会保障部 重点集團における創業就業支持促進に係る稅收政策を繼續して実施することに関する通知》

通達番号: 国家稅務總局公告 2014 年第 23 号

通達番号: 財稅[2014]39 号

公布日 : 2014 年 4 月 29 日

実施日 : 2014 年 1 月 1 日-2016 年 12 月 31 日

財政部、国家稅務總局及び人力資源社会保障部は、2014 年 4 月 29 日付けで『重点集團における創業就業支持促進に係る稅收政策を繼續して実施することに関する通知』(財稅[2014]39 号)、以下『39 号通達』)を公布しました。

財政部及び国家稅務總局は、2010 年 10 月 22 日付けで『就業支持促進に係る稅收政策に関する通知』(財稅[2010]84 号)、以下『84 号通達』)を公布し、一定の企業が条件を満たす失業者を雇用した際に、各種稅目の減免政策を享受することが認められておりましたが、当該優遇政策を享受することができる企業の範囲および失業者の範囲が限定的なものとなっており、当該減免政策の期間も 2010 年から 2013 年までとなっておりました。

当該『39 号通達』により、当該減免政策の期間が 2016 年まで延長されたうえで、当該優遇政策を享受することができる企業の範囲および失業者の範囲が拡大されております。

1. 内容

商業貿易企業、サービス型企業は、人力資源社会保障部門公共就業サービス機構に 1 年以上失

業登記をしている従業員を雇用し、かつ1年以上の雇用契約を締結し法に基づき社会保険料を納付する場合、3年間にわたり実際雇用人数に基づき営業税、都市維保建設税、教育費附加、地方教育費附加、企業所得税の順に税額控除が認められます。税額控除基準額は、4,000元/人・年となりますが、下記算式により算出される税額控除限度額が納付すべき営業税、都市維保建設税、教育費附加、地方教育費附加、企業所得税の合計額を上回る場合には、超過額を翌年以降に繰越控除することは認められません。なお、各地政府は税額控除基準額の30%を上限として税額控除金額を設定することが認められます。(財税[2014]39号 第2条)

税額控除基準額=4,000元/人・年

税額控除金額=各地政府により税額控除基準額の30%を上限として設定

税額控除限度額=Σ(各人当年就業月数÷12×税額控除金額)

(国家税務総局公告 2010年第25号 第2条第4項)

その他、『財税[2014]39号』における主な内容は下記の通りです。

(1) 税額控除の対象となる税目の拡大

地方教育費附加も税額控除の対象に含まれております。

(2) 税額控除金額算定のための比率の上限の拡大

各地政府が設定する税額控除金額が、税額控除基準額の20%から30%に変更されております。

(3) 手続の簡便化

“審査・批准”管理から“届出”管理に変更され、条件を満たす納税人は自己申告により当該優遇政策を享受することができ、主管税務機関への届出のみ行なえば良いこととなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c705912/content.html>

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/shizhengyaowen/201404/t20140429_129393.htm

2. 《上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“先入区、後通関”制度を実施することに関する公告》
《上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“自主輸送”制度を実施することに関する公告》
《上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“加工貿易加工単位照合消込”制度を実施することに関する公告》
《上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“保税展示取引”制度を実施することに関する公告》

通達番号: 中華人民共和国上海税関 2014年第6号

中華人民共和国上海税関 2014年第7号

中華人民共和国上海税関 2014年第8号

中華人民共和国上海税関 2014年第9号

公布日 : 2014年4月21日

実施日 : 2014年5月1日(中華人民共和国上海税関 2014年第9号は2014年4月21日)

上海税関は、2014年4月21日付けで『上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“先入区、後通関”制度を実施することに関する公告』(中華人民共和国上海税関 2014年第6号)、『上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“自主輸送”制度を実施することに関する公告』(中華人民共和国上海税関 2014年第7号)、『上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“加工貿易加工単

位照合消込”制度を実施することに関する公告』(中華人民共和国上海税関 2014 年第 8 号)『上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“保税展示取引”制度を実施することに関する公告』(中華人民共和国上海税関 2014 年第 9 号)等全 7 つの公告を公布しました。

当該公告が規定する各種制度は、中国(上海)自由貿易試験区(以下、試験区)において既に一部の企業を対象として試験的に導入されておりましたが、当該公告の施行により、条件を満たす全ての試験区内企業が同様の政策を享受することが出来るようになります。

主な内容は下記の通りです。

1. “先入区、後通関”制度(第 6 号)

- ・ 内容:試験区外から入区する貨物に関して、試験区内企業が入国貨物の輸入積荷目録等の情報に基づき税関に簡易申告し、合わせて港湾取引および貨物入区の手続を行い、その後、規定される期限内に正式に申告する制度(第 6 号第 1 条)
- ・ 条件: B 類以上。税関の要求に合致するコンピューター管理システムを整備し、データ交換プラットフォーム或はコンピューターネットワークを通じ、税関が規定する認証方法従い“中国(上海)自由貿易試験区税関管理情報化システム”に接続し、税関に対し要求に合致するデータを提供することができる(第 6 号第 2 条)。

2. “自主輸送”制度(第 7 号)

- ・ 内容:税関届出済み自車両より、試験区内において貨物を自社輸送することができる制度(第 7 号第 1 条)
- ・ 条件:税関への車両届出(第 7 号第 2 条)

3. “加工単位照合消込”制度(第 8 号)

- ・ 内容:旧来の“歩留”(単耗)による管理ではなく、加工単位を基礎とした照合消込制度。
- ・ 条件:ERP等のシステムを使用し購買、生産、在庫及び販売等の業務に対して全面的な情報管理を実施している

4. “保税展示取引”制度(第 9 号)

- ・ 内容:試験区内企業が試験区内或は試験区外において保税展示取引を行う制度
- ・ 条件:税関の要求に合致するコンピューター管理システムを整備し、データ交換プラットフォーム或はコンピューターネットワークを通じ、税関が規定する認証方法従い“中国(上海)自由貿易試験区税関管理情報化システム”に接続し、税関に対し要求に合致するデータを提供することができる(第 6 号第 2 条)

なお、上記 7 つの制度に加え、本年 5 月 1 日から 6 月 30 日の間に“個別出入・集中通関申告制度”、“通関作業付随書類の簡素化”、“統一届出リスト”、“国内販売選択徴収制度”、“保税物流ネット監督管理制度”、“検査通過管理のスマート化制度”の全 7 つの制度が実施される旨、4 月 22 日の上海政府新聞発表会において公表されております。

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info703709.htm>

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info703716.htm>

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info703717.htm>

<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info703718.htm>

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai38900.html>

3. 《国務院 2014 年普通高等学校卒業生就職起業に係る業務に関する通達》

通達番号: 国事発[2014]22 号

公布日 : 2014 年 5 月 9 日

国務院は、2014 年 5 月 9 日付けで、『国務院 2014 年普通高等学校卒業生就職起業に係る業務に関する通達』(国事発[2014]22 号)、以下『22 号通達』)を公布しました。

高校卒業生の就業創業政策に関しては、2012 年 4 月 19 日付けで国務院が公布した『小型微型企業の健全な発展をさらに促進することに関する意見』(国発[2012]14 号)により、小型微型企業が新卒高校生を雇用し、かつ 1 年以上の雇用契約を締結し法に基づき社会保険料を納付する場合、当該 1 年分の社会保険(個人負担は除かれます)に相当する財政補助を受けることが認められておりますが、『22 号通達』により、当該高校卒業生の就業創業政策の実施期間が 2015 年末まで延長されております。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-05/13/content_8802.htm

2014 年 5 月より施行の法律法規

2014 年 5 月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“先入区、後通関”制度を実施することに関する公告》(中華人民共和国上海税関 2014 年第 6 号)

《上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“自主輸送”制度を実施することに関する公告》(中華人民共和国上海税関 2014 年第 7 号)

《上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“加工貿易加工単位照合消込”制度を実施することに関する公告》(中華人民共和国上海税関 2014 年第 8 号)

《上海税関 中国(上海)自由貿易試験区において“保税展示取引”制度を実施することに関する公告》(中華人民共和国上海税関 2014 年第 9 号)

《国務院 2014 年普通高等学校卒業生就職起業に係る業務に関する通達》(国事発[2014]22 号)

主要経済統計

2014 年 4 主要経済統計

固定資産投資: 107,077.83 億元(完成額累計+17.3%)

4 月貿易総額: 3,586.27 億ドル

第一次産業: 2,145.65 億元(完成額累計+21.2%)

輸出総額: 1,885.40 億ドル(前年同期比-0.9%)

第二次産業: 44,797.28 億元(完成額累計+14.5%)

輸入総額: 1,700.86 億ドル(前年同期比+0.8%)

第三次産業: 60,134.90 億元(完成額累計+19.2%)

貿易収支: 18.45 億ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【上海】

《上海市における最低賃金基準を調整することに関する通知》

中国人民銀行上海総部は5月23日までに、上海自由貿易試験区(FTZ)進出企業などを対象とする「自由貿易口座」の細則を発表、同口座の開設が可能となった。自由貿易口座は通常口座とは別勘定であり、企業はこの口座を通じて、以前よりも容易に海外とFTZ間の資金移動が可能となる。

自由貿易口座を開設できるのは、FTZ内の企業、駐在機構、個人と海外の法人及び機構。人民元と外貨両方の口座が想定されているが、先に人民元だけが認められた。外貨口座については、6ヶ月後以降に時期を見てスタートさせる予定とされている。

自由貿易口座では、送金依頼書などだけと海外との送金や振替ができるように想定された。また、銀行以外の証券会社や保険会社も自由貿易口座のサービスを提供できるとしている。自由貿易口座とFTZ外の国内の通常口座と資金移動は従来通り厳格な管理が行われる。

【蘇州】

《蘇州市行政サービス中心“企業設立登記専用窓口”、“ワンストップ受理”体制の構築》

公布日 :2014年5月16日

蘇州市行政サービス中心では、“企業設立登記専用窓口”が開設されたことにより“ワンストップ受理”体制が構築されており、今後蘇州市姑蘇区に設立される全ての企業(内資及び外商投資企業(分公司を含む))が営業ライセンス、国税地方税務登記証、組織機構コード証の申請及び社印届出をする際には、“企業設立登記専用窓口”で必要資料を提出することによりワンストップで手続きを行うことが出来るようになっております

http://www.jssz-n-tax.gov.cn/art/2014/5/16/art_819_213507.html

【広東省】

《香港・マカオ電子通行証の使用開始》

2014年5月20日、広東省は、香港・マカオとの往来の際使う新たな電子通行証の使用を開始した。同省は試験使用地区とされている。

新しい電子通行証は顔写真入りのカード型で、カードには個人資料、指紋情報が登録される。出入境手続はカード読み取りと指紋認証で行われ、約10秒で完了する。

申請は現在持っている通行証の有効期限が1年未満の方が優先。16歳以上の申請者は、指紋登録が必要となる。